



ニュースリリース 平成22年 5月28日

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得について

常陽銀行(頭取 鬼澤 邦夫)は、このたび、5月10日付で茨城労働局長より、次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この認定は、仕事と子育ての両立支援に資する取り組みを「一般事業主行動計画」として策定・実行するとともに、男性の育児休業取得者が1名以上いるなどの一定の基準を満たした企業に与えられるものです。今回の認定は、当行が下記の取り組みにより一般事業主行動計画で掲げた目標を達成し、かつ、認定基準を全て満たした適合企業として認められたものです。

当行では、今後もワークライフバランスの実現に向けて、仕事と子育ての両立支援策に積極的に取り組んでまいります。

記

1. 認定日

5月10日

2. 取り組み内容(計画期間:平成17年4月1日~22年3月31日)

- (1) 保育所に入所できないなどの特別な事情の有無にかかわらず、子が1歳に達する時点で従業員より申し出があれば、6か月を限度に延長可能な育児休職制度と中学校就学前の子を養育する従業員を対象とした看護休暇制度(いずれも育児・介護休業法の規定を上回る内容)を導入し、通達や社内報等でこれらの制度の概要を紹介することで、全従業員に周知徹底を図りました。
- (2) 時間外勤務を削減するため、ノー残業デーを導入し、毎週水曜日は原則午後6時までに退行するよう義務付けました。

※次世代育成支援対策推進法

次世代を担う子供が健やかに生まれ育成される環境整備のために、企業等の積極的な取り組みを促進することを目的に平成17年4月に施行された法律。仕事と子育てを両立できる環境整備等について行動計画を策定し、目標を達成する等の一定の要件を満たした場合に都道府県労働局長から認定が与えられる。



次世代認定マーク「くるみん」

以上